

東大阪市子どもすこやか部児童相談所設置準備室

児童相談所の設置に向けて（方針の決定の経過等について）

【1】児童相談所設置方針の決定について（令和4年2月）

東大阪市では、このたび、児童相談所の設置をめざす方針を決定しました。
決定内容は次のとおりです。

児童相談所の設置について

1 方針

本市において、児童福祉法に基づき児童相談所の設置をめざすこととし、設置に向けて準備を進める。

あわせて、児童相談所を核とし、その機能を最大限活用して子どもに関わる本市行政の新たな構築を進め、さらに、児童虐待の防止をはじめ子どもたちの権利を守り、子どもたちが、夢をもって安心して成長できるまちづくりをめざす。

2 趣旨

本市は、児童虐待の防止をはじめ、子育て支援策や教育・保育施設を通じた支援など、子どもと家庭に関わる施策に取り組み、着実にその充実を進めてきた。

一方、本市においては、多数の児童虐待が発生し、増加を続けている状況であり、児童虐待を生んでいる様々な要因を、当事者である子どもや家庭、さらに地域とともに乗り越え、児童虐待のないまちづくりをめざしていかなければならないということは、本市にとって喫緊の課題となっている。

本市は、児童福祉法に基づき、児童相談所を設置することができる中核市であり、市民のニーズに添いながら子どもに関わる施策を展開できる基礎自治体である。

この度、本市は、そのような幅広い機能を持つことができる市として、児童相談所の設置に向けて取り組みを進める。

児童相談所の設置により、子どもと家庭に関する相談支援の体制を抜本的に強化し、これまでの子ども・子育ての施策とあわせ、一般的な子育て相談から、児童虐待に関する軽度から重度の相談まで、児童福祉、子ども・子育てにかかるあらゆる業務を、市民にとって最も身近な市で担うことができることとなる。これを生かして、本市の子どもたちの置かれている状況や課題を包括的に把握し、虐待の予防に資する施策をはじめとした子どもに関わる本市の施策に反映させ、本市の実情に応じた最適な展開につないでいく。

本市における子どもたちのニーズと様々な社会資源をつなぐ、「子どものためのハブ拠点」となる児童相談所を核に、一人一人の子どもを守り、支える仕事と、そこ

から見える地域の課題に応じた子育て支援策などの子どもに関わる施策の改善、拡充から新たな構築、展開までを一体的に進め、児童虐待のないまちづくり、子どもたちの権利を守り、子どもたちが夢をもって安心して成長できるまちづくりをめざす。

3 設置時期（目標）

令和9年4月開設をめざす。

【2】設置方針決定までの検討の背景と経過

児童相談所の設置に関する検討を始めた背景と、設置をめざすに至った経過は以下のとおりです。

（1）検討の背景 ～児童相談所をめぐる情勢～

- 全国での児童虐待の増加と重大事案の発生を背景に、国による中核市における児童相談所の設置促進方針が示されており、一時は法による設置義務化の議論が起こっていたこと、本市市議会においても設置を求める意見が出されてきたことなどから、本市においても児童相談所の設置についての検討を行う必要が生じ、平成31年度より子どもすこやか部内において検討を行ってきた。
- 検討については、主に、必要となる職員体制等の児童相談所設置に関する基本的な事項についての情報収集と、児童相談所設置の必要性の2点について行った。

（2）本市にとっての児童相談所の必要性

◆ 本市における児童虐待の状況と課題

- 本市においても全国の傾向と同様、児童虐待相談件数は増加し続けており、その児童人口当たりの件数は全国平均より高い水準にある。
- この現状を解決し、本市の子どもたちを虐待から守るために、虐待が起こってしまった個々の子どもと家庭をサポートすることはもちろんであるが、それにとどまらず、未然に虐待を防ぐため、虐待の背景にある要因に対応した虐待予防の取り組みに本腰を入れていかなければならないときが来ていると考えている。
- このことは、児童相談所設置に関する検討の中で、また、子ども家庭総合支援拠点である子ども見守り相談センターを開設して約2年間、子どもを守り家庭を支える業務に取り組んだ中で、確認し、痛感している課題である。

◆ 児童虐待への対応の現状

- 児童虐待に対する対応については、現在、虐待の程度が重度の場合は大阪府（子ども家庭センター＝児童相談所）が、中度及び軽度の場合は市（子ども見守り相談センター）が担当し、連携して支援にあたっているが、虐待の程度は変化するもの

であり、そのたびに担当を（府から市へ、市から府へ）変更することになる。お互いに協力して適切な支援が行われるよう努めているが、どうしても支援の連続性には課題が生じ、切れ目ができるとリスクの高まりにつながってしまう。

- また、現在児童相談所を設置運営している都道府県（大阪府）は、重度の虐待等の状況におかれた子どもと家庭への個々の相談支援等を担い、子どもの保護を含めた専門的な対応によって子どもを守る役割を担っているが、その状況を踏まえた子育て施策等の虐待予防策を企画・実施することは、本来的に基礎自治体である市の仕事であり、そこに役割の分離が生じている。

◆ 児童虐待の解決の方向性として

子どもたちを虐待から守り、子どもが夢をもって安心して成長できるまちとしていくために、現在は市では担当していない重度の虐待に関する相談支援を含めたすべての子どもに関する相談支援を市で担い、そこから見える子どもたちの状況と課題を、虐待の予防に資する子育て支援策等の子どもに関わる施策に反映させる一体的な取り組みが不可欠であり、これは中核市であり基礎自治体である市にしかできない仕事であることから、児童相談所を設置することによって、子どもに関わる本市の施策を抜本的に強化する方向を目指すべきと考えるに至ったものである。

【3】今後の取り組み

児童相談所の設置に向けては数多くの課題があり、今後、関係機関・関係所属等の協力を得ながら一つ一つの課題にあたっていきます。

今年度、まずは、以下のような課題に着手し、取り組む予定です。

(1) 主な課題

- ① 新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画の策定
- ② 本市の子どもに関わる施策の検証と今後のあり方に係る全体構想づくり
- ③ 本市の児童相談体制の質・量の強化と児童相談所設置のために必要な専門職の職員の確保・育成
- ④ 施設機能の検討と場所の確保
- ⑤ 市民や関係機関・団体への説明、広報

(2) 進め方

- ① 「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画の策定」について

児童相談所の設置については、単に一つの機関を市で開設・運営するということにとどまらず、経過に記載したように、設置を通じて新たな本市の子どもに関わる行政のあり方を構想し、市民のニーズや地域の課題に応じた最適な施策の展開を実現していくことがその目的であり意義であると考えております。

そのため、本市の子どもに関わる行政全般の最適化の構想づくりを念頭に置きなが

ら、まずはじめに、児童相談所を加えた新たな本市児童福祉行政のあり方にかかる基本方針を定め、併せて方針の具体化の核となる児童相談所設置計画を策定し、これに基づいて児童相談所の設置準備、子どもと家庭に係る相談窓口や事業の再構築に取り組んでいく必要があります。

令和4年度、約1年間をかけ、上記基本方針等を専門家の意見を踏まえ、本市の実情に即した的確なものとするため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議を経て策定したいと考えており、専門的な審議を集中して行うため、児童福祉専門分科会に部会を設置して進めます。

② その他の課題について

市内部に関係部局による「児童相談所設置推進会議」を設置しており、設置に向けた課題に応じたワーキング部会等を活用し、全庁的な検討・準備の取り組みを進めていきます。

子どもすこやか部においても、部をあげて、現在実施している諸施策に関する課題の整理、今後の方向性の検討にあたっていきます。

その際には、これまで子ども・子育て会議においていただいたご指摘・ご意見を参考にし、検討状況等については、適宜報告させていただきたいと思っております。